破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４７号
函館市富岡町１丁目12番４号
債務者　米田　薫也
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　喜一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
滋賀県近江八幡市中村町727番地１
債務者　脇坂　茂夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１号
滋賀県近江八幡市中村町727番地１
債務者　脇坂　高子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３３号
香川県高松市錦町２丁目８番11号
債務者　藤本マサヱ（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　茂
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５９１号
大阪市天王寺区味原町２番５号　オノマンション401号
債務者　小野　良之
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾慎一郎
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４号
新潟市西蒲区巻甲840番地１　天理教千賀分教会
債務者　髙嶋　芳美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
山形県村山市大字名取1688番地
債務者　高橋美枝子（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
函館市亀田町７番６号
債務者　三橋千恵子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
北海道亀田郡七飯町字中野95番地の41
債務者　川橋　由佳（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目１番24―106号
債務者　田中　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
岩手県陸前高田市高田町字下宿34番地５　下宿定住促進住宅２号棟302号、前住所岩手県陸前高田市高田町字鳴石88番地13
債務者　菅野千恵子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第７号
和歌山県田辺市高雄１丁目11番５―105号　恵ハイツ105号
債務者　岡本真寿美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第９号
栃木県足利市朝倉町589　エスペランスワン307号室、住民票上の住所栃木県足利市利保町508番地３
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３５９号
釧路市新釧路町４番３号
債務者　磯部　宏子（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７４号
神奈川県大和市福田5509番地　グレイス桜ケ丘壱番館207号
債務者　藤谷　聰秀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８０号
横浜市保土ケ谷区坂本町116番地　太洋ハイツ202
債務者　水賀美　健
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部